

情報・システム研究機構年俸制適用職員給与規程

〔平成27年 3月25日
制 定〕

最近改正 令和 2年11月26日

(目的)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条ただし書き及び第52条ただし書きの規定に基づき、年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与及び退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 年俸制適用職員は、就業規則第2条第2項に規定する研究教育職員のうち、機構の研究力強化等の観点から機構長が必要と認める者とする。

(給与の種類)

第3条 年俸制適用職員の給与は、年俸（基本年俸及び業績給）及び諸手当とする。

(基本年俸の決定等)

第4条 年俸制適用職員の基本年俸は、別表に定める号により決定し、当該基本年俸額の12分の1の基本給月額を基本給として支給する。ただし、雇用期間が1年に満たない場合における基本年俸は、号により決定される基本年俸を基準とし、当該雇用期間に応じて決定する。

2 号は、その者の学歴、免許・資格、職務経験、業績等、他の研究教育職員との均衡及び予算を考慮して決定する。

3 前2項に定めるもののほか、基本年俸の決定等に関する事項は、別に定める。

(業績給の決定等)

第5条 業績給の決定等に関する事項は、別に定める。

(諸手当)

第6条 諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、CSIRT手当、航空手当、極地観測手当、時間外勤務手当、休日給、在宅勤務手当及び寒冷地手当とする。

2 前項の諸手当は、情報・システム研究機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）

第23条から第34条の2及び第37条の規定をそれぞれ準用し、支給する。

(退職手当相当額)

第7条 給与規程等の適用を受けていた者については、別に定める退職手当相当額を退職時に支給する。

2 退職手当相当額に関する必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、年俸制適用職員の給与に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(この規程により難い場合の措置)

第9条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると機構長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。